

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太田佳祐君	2 番	広瀬隆博君
3 番	乾豊君	4 番	若山隆史君
5 番	山田利夫君	6 番	江上聖司君
7 番	中村ひとみ君	8 番	安田功君
9 番	角田寛君	10 番	後藤省治君
11 番	富田栄次君	12 番	栗田利朗君
13 番	丹羽豊次君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	中川満也君	副町長	永澤幸男君
総務課長	早野博文君	企画調整課長	栗本純治君
税務課長	木下誠司君	健康福祉課長	片岡兼男君
住民課長	竹中敏明君	建設課長	山口哲司君
産業課長	高橋伸行君	上下水道課長	町田正博君
会計管理者兼 会計課長	中村桂君	消防主任	中山雅夫君
教育長	和田満君	教育次長兼 学校教育課長	桐山浩治君
生涯学習課長	衣斐修君		

3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	藤塚康孝	書記	渡部善充
書記	木村貴江		

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 議第69号 垂井町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について

議第70号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について

議第71号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について

議第72号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について

- 議第73号 垂井町税賦課徴収条例等の一部改正について
- 議第74号 垂井町勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の全部改正について
- 議第75号 垂井町農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定について
- 議第76号 平成28年度垂井町一般会計補正予算（第4号）
- 議第77号 平成28年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第78号 平成28年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第79号 平成28年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第80号 平成28年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（丹羽豊次君） おはようございます。

これより平成28年第 6 回垂井町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から16日までの10日間といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は10日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に通知いたしましたとおりでありますので、御了承願います。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会規則第106条の規定により、11番 富田栄次君、12番 栗田利朗君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付してありますので、これより議事日程に入ります。

日程第 1 諸般の報告

○議長（丹羽豊次君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

閉会中に陳情等 4 件、教育委員会からの報告が 1 件、監査委員からの検査結果の報告が 2 件、監査結果の報告が 2 件ありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告にかえ、諸般の報告を終わります。

-
- 日程第 2
- 議第69号 垂井町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について
 - 議第70号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について
 - 議第71号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について
 - 議第72号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について
 - 議第73号 垂井町税賦課徴収条例等の一部改正について
 - 議第74号 垂井町勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の全部改正について
 - 議第75号 垂井町農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定について
 - 議第76号 平成28年度垂井町一般会計補正予算（第 4 号）
 - 議第77号 平成28年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
 - 議第78号 平成28年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
 - 議第79号 平成28年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
 - 議第80号 平成28年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（丹羽豊次君） 日程第2、議第69号 垂井町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正についてから、議第80号 平成28年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までについてを一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） おはようございます。

それでは、本日上程いたしました議第69号から議第80号までを一括して提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第69号 垂井町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正につきましては、人事院規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議第70号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正及び議第71号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、いずれも人事院勧告に伴う国の対応に準じ、期末手当の引き上げを行うため、所要の改正を行うものであります。

議第72号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、人事院勧告に伴う国の対応に準じ、俸給表、勤勉手当等の改定を行うとともに、確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議第73号 垂井町税賦課徴収条例等の一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議第74号 垂井町勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の全部改正につきましては、地方自治法第244条の2の規定に基づく指定管理者制度が活用できるよう見直しを図り、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議第75号 垂井町農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定につきましては、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、新たな制度での農業委員等の選出を行うため、既存条例を廃止し、新たに定数を定める条例を制定するものであります。

ここからは、予算に関する提案であります。

議第76号 平成28年度垂井町一般会計補正予算（第4号）につきましては、今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ1億1,805万3,000円を追加し、予算総額を91億9,564万4,000円とするものであります。

補正いたしますものは、職員の異動、または給与改定等に伴います人件費を補正するほか、議会費では、議員期末手当に係ります職員手当等につきまして増額措置をいたしました。

総務費では、総務管理費におきまして、ふるさと納税管理業務に係ります委託料、レンゲローズ集会所改修工事に係ります工事請負費、庁舎建設基金に係ります積立金につきましてそれぞれ増額措置をいたしました。

民生費では、社会福祉費におきまして、老人福祉施設介護ロボット導入支援事業補助金に係ります負担金、補助及び交付金、介護保険特別会計への繰出金、県からの委託を受けて調査業務に従事することに伴います職員手当等、後期高齢者医療特別会計への繰出金、臨時福祉給付金給付事業に係ります需用費、役務費、委託料、負担金、補助及び交付金につきましてそれぞれ増額措置をいたしました。

また、同じく民生費の児童福祉費におきましては、障害児通所給付費等審査支払手数料に係ります役務費、障害児施設給付等に係ります扶助費、子ども・子育て支援交付金の過年度国県支出金返還金に係ります償還金、利子及び割引料、私立保育所運営費負担金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして、それぞれ増額措置をいたしたところであります。

農林水産業費では、農業費におきまして、県営土地改良事業負担金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして、増額措置をいたしております。

土木費では、道路橋りょう費におきまして、道路・舗装・路側改良工事に係ります工事請負費につきまして増額措置をいたしました。

教育費では、小学校費におきまして、県支出金の難聴教室改修事業振興補助金の交付決定に伴います財源更正をいたしました。

これらの財源につきましては、国庫支出金、県支出金、寄附金、諸収入及び繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

次に、議第77号 平成28年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ3,419万円を追加し、予算総額を35億8,699万8,000円とするものであります。

補正いたしますものは、総務費では、総務管理費におきまして、職員異動等に伴います給料の減額措置をいたしました。

保険給付費では、高額療養費におきまして、一般被保険者及び退職被保険者等の高額療養費負担金に係ります負担金、補助及び交付金の増額措置をいたしております。

諸支出金では、償還金及び還付加算金におきまして、療養給付費等負担金、災害臨時特例補助金、特定健康診査・保健指導負担金の過年度国県支出金返還金に係ります償還金、利子及び割引料の増額措置をいたしております。

財源につきましては、繰越金により収支の均衡を図っておる次第であります。

次に、議第78号 平成28年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ2,150万円を追加し、予算総額を13億4,850万円とするものであります。

補正いたしますものは、公共下水道費におきまして、管渠詳細設計等業務に係ります委託料の減額、下水道整備工事に係ります工事請負費の増額につきまして、それぞれ措置をいたしたところであります。

財源につきましては、繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

議第79号 平成28年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ780万円を追加し、予算総額を23億1,766万5,000円とするものであります。

補正いたしますものは、保険給付費におきまして、介護サービス等諸費では、居宅介護福祉用具購入費負担金、同じく介護予防サービス等諸費では、介護予防住宅改修費負担金、同じく高額介護サービス等費では、高額介護サービス費負担金に係ります負担金、補助及び交付金につきましてそれぞれ増額措置をいたしました。

財源につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金及び繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

最後に、議第80号 平成28年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、今回の補正は歳入歳出にそれぞれ129万円を追加し、予算総額を3億2,829万円とするものであります。

補正いたしますものは、総務費では、総務管理費におきまして、職員異動等に伴います給料及び共済費の増額措置をいたしました。

また、後期高齢者医療広域連合納付金におきましては、岐阜県後期高齢者医療広域連合へ支出する保険料等負担金に係ります負担金、補助及び交付金の増額措置をいたしております。

財源につきましては、繰入金におきまして、一般会計繰入金に係ります事務費繰入金と保険基盤安定繰入金の増額措置をいたしたところであります。

細部につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） それでは、所管しております議第69号 垂井町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正についてから、議第72号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正についてまで、私のほうから補足説明をさせていただきます。

議案書並びに新旧対照表をごらんになっていただきたいと思います。今回の改正につきましては、先ほど町長から提案説明がございましたが、国の人事院規則の改正に伴いまして、これに準じて配偶者同行休業の再度の延長に関する規定を設けるため条例の改正をお願いしたところでございます。

それでは、議案書の条文に入りますが、まず第1条中がございますが、第2項の次に第3項を加えるものでございます。これは再度の延長について規定された地方公務員法の条文の箇所を加えるものでございます。

続きまして、6条の次に次の1条を加える。第6条の2といたしまして、配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情を新たに追加規定いたすものでございますが、休業の延長後の期間が満了しても、配偶者の外国での勤務が引き続くこととなり、それが延長請求時に

は確定していなかったこと、その他これに準ずる事情という規定を新たに加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。よろしく願いをいたします。

続きまして、議第70号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

なお、今回の改正条例につきましては、同一の条例の一部改正を2条に分けて行う俗にロケット方式と言われる方式をとらせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案書の1ページ並びに新旧対照表の2ページをごらんになっていただきたいと思っております。

今回の条例改正につきましては、平成28年8月8日付の人事院勧告に伴う国の対応につきまして一般職の給与改定に準じ、議員各位の期末手当の支給割合を年0.1月引き上げ、年4.3月といたすものでございます。

それでは、議案書の条文の中身について御説明をさせていただきます。

まず、第1条による改正でございますが、第5条第2項中の期末手当の支給割合についてでございます。12月分の割合「100分の217.5」を「100分の227.5」に改めるものでございます。28年度分の期末手当につきましては、12月支給分で一括して年0.1月分を引き上げるものでございます。

続きまして、第2条による改正でございますが、同じく第5条第2項中の期末手当の割合について、6月分の支給割合「100分の202.5」を「100分の207.5」に、そしてまた12月分の支給割合につきましては、第1条で改正する「100分の227.5」を「100分の222.5」に改めさせていただきます。これにつきましては、第1条では12月分で年0.1月分を引き上げましたが、29年度分の改正である第2条につきましては、6月分でその半分の0.05月引き上げ、12月分につきましては、0.05月引き下げをさせていただきますのでございます。

附則といたしまして、第1項、施行期日の規定でございますが、この条例は公布の日から施行をいたすものでございます。ただし、第2条の規定につきましては、29年4月1日から施行するものでございます。

議案書の2ページになりますが、附則第2項では、第1条の規定による改正後の条例につきましては、平成28年4月1日から適用させていただくものでございます。

次に附則の第3項でございますが、改正前に支払われております期末手当につきましては、改正後の期末手当の内払いといたすものでございます。よろしく願いをいたします。

続きまして、議第71号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について補足説明させていただきます。

先ほどと同様、この改正条例につきましても2条に分けて行う方式をとらせていただいております。よろしく願いをいたします。

議案書の1ページ並びに新旧対照表4ページをあわせてごらんになっていただきたいと思います。

議第70号と同じく期末手当の支給割合について年0.1月引き上げ、年4.3月分といたすものでございます。

それでは条文に入りますが、まず第1条による改正でございます。

第5条第2項中の期末手当の支給割合につきましては、12月分の割合でございます「100分の217.5」を「100分の227.5」に改め、年0.1月分引き上げをさせていただくものでございます。

続きまして、第2条による改正でございますが、同じく第5条第2項中の期末手当の支給割合について、6月分、12月分に0.05月ずつ割り振り直しをいたしまして、それぞれ「100分の202.5」を「100分の207.5」に、「100分の227.5」を「100分の222.5」に改めさせていただくものでございます。あわせて年4.3月分といたすものでございます。

附則といたしまして、第1項、施行期日等については、この条例は公布の日から施行させていただくものでございます。ただし、第2条の規定につきましては、平成29年4月1日から施行するものとしたし、附則の第2項では、第1条の規定による改正後の条例につきましては、平成28年4月1日から適用いたすものでございます。

議案書の2ページに移りますが、附則の第3項では改正前に支払われております期末手当につきましては、改正後の期末手当の内払いといたすものでございます。よろしく願いをいたします。

続きまして、議第72号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について補足をさせていただきます。

この改正条例につきましても、人事院勧告によります給与改定を議員報酬等と同様、2条に分けて、そしてまた個人型年金の加入対象者拡大による対応関係で1条ありまして、同一の条例の一部改正を3条に分けて提案をさせていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、議案書並びに新旧対照表5ページになりますけれども、よろしく願いいたします。

まず初めに、28年度の人事院勧告によりますポイントでございますが、主なものとしたしましては、月例給とボーナスの引き上げ、そして扶養手当の見直しが行われたことでございます。まず、月例給につきましては、民間給与との格差0.17%を埋めるため、俸給表の水準が引き上げられたところでございます。ボーナスの率につきましては、一般職では勤勉手当でございますが、年0.1月分、再任用職員につきましては0.05月の引き上げが行われたところでございます。また、扶養手当の関係につきましては、配偶者に係ります扶養手当を減額いたし、子に係る手当を引き上げるものでありまして、これら勧告に準じた条例改正をさせていただいたところでございます。

それでは条文に入りますが、議案書をごらんになっていただきたいと思います。

まず、第1条による改正でございます。垂井町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条の2、初任給調整手当、医療職処遇の確保のための手当の規定でございますが、文言の整理として「掲げる額」を「定める額」に改め、医療職俸給表の改定状況に応じまして、同項第1号では、医師及び歯科医に対する月額「41万3,300円」を「41万3,800円」に、同項第2号では、医学・歯学の専門的知識を必要とする職員に対する月額「5万500円」を「5万600円」に改定をさせていただくものでございます。

次に、20条の勤勉手当の規定でございますが、第2項中、先ほどと同様、文言の整理といたしまして「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号では、職員の勤勉手当の総額を算出するための率を議員特別職の改正と同様、28年度分につきましては、12月支給分で0.1月分を引き上げる改正内容となっております。第2号の再任用職員については、12月分で年0.05月引き上げる内容となっております。よろしくお願いをいたします。

附則の第25項につきましては、給料表6級以上で55歳以上の職員につきましては、1.5%の減額規定が平成30年の3月31日まで適用されておるところでございますが、勤勉手当の総額の規定についても、減額されるべき金額を算出するための率を、12月分について改正をいたすものでございます。

次に別表の第1、第3条関係でございますが、行政職給料表につきましては、議案書の2ページから7ページのように改正をいたすものでございます。よろしくお願いをいたします。

続きまして、同じく7ページの第2条の改正でございますが、同じく垂井町職員の給与に関する条例の改正でございます。確定拠出年金法の改正に伴いまして、従来、公務員は加入できなかった個人型年金に加入できることと相なりました。このため、加入者が希望した場合につきましては、掛金を給与から控除できる項目を新たに規定するため、第25条に第8号といたしまして個人型年金加入者掛金を新たに付け加えるものでございます。

続いて第3条による改正でございます。第10条は扶養手当に関します規定でございますが、第2項では扶養親族の対象者について整理を行う改正でございます。また、第3項では、今までの扶養手当は配偶者は1万3,000円、その他の扶養親族につきましては6,500円、また職員に配偶者がいない場合につきましては1人分のみ1万1,000円でございますものを、子に係る扶養手当は1万円とし、配偶者も含めたその他の扶養親族は6,500円といたす改正でございます。

次に、第11条につきましては、先ほどの第10条の改正によりまして第1項で扶養手当の届け出を第2項、議案書8ページに入りますが、第3項で扶養手当の支給開始月や終了、改訂月に係る規定を整理いたすものでございます。

次に、第20条第2項の勤勉手当の総額を計算するための率につきましては、第1号では再任用職員以外の職員につきましては、6月分、12月分が同率となるよう「100分の85」に改め、第2号の再任用職員分についても同様に「100分の40」に改めをさせていただくものでございます。

附則の第25項につきましては、第20条の勤勉手当の率の改正に合わせまして、6級以上で55歳以上の職員の減額率を、6月分、12月分を同率に改めをさせていただくものでございます。

附則といたしまして、第1項、施行期日等の規定でございますが、この条例は公布の日から施行いたし、9ページに移りますが、ただし、第2条の規定につきましては、平成29年1月1日から、第3条の規定につきましては、平成29年4月1日から施行いたすものでございます。

第2項につきましては、第1条の改正規定につきましては平成28年4月1日から適用するものでございます。

次に第3項でございますが、第1条による改正前に支給された給与につきましては、改正後の給与の内払いとみなす規定でございます。

続いて第4項につきましては、扶養手当の改正について段階的に改訂するため、平成29年度につきましては、特例といたしまして第10条第3項に規定いたします手当の額について、配偶者については1万円、子は1人につき8,000円、配偶者がいない場合は子1人のみ1万円、その他の扶養親族につきましては6,500円、配偶者、子がない場合は1人のみ9,000円といたし、第11条の届け出支給開始月等の規定についても、あわせて整理、読みかえを行うものでございます。

次に、11ページの第5項でございますが、規則への委任規定でございます。

以上、議第69号から議第72号までの補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 税務課長 木下誠司君。

〔税務課長 木下誠司君登壇〕

○税務課長（木下誠司君） 税務課の所管に係ります議第73号 垂井町税賦課徴収条例等の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

今回の改正のうち主なものといたしましては、一つは延滞金額の計算期間の見直しを行うものでありまして、またいま一つは、自主服薬の推進に係る医療費控除の特例を導入するものがあります。

それでは、改正の内容について説明させていただきます。議案と合わせまして新旧対照表の19ページ以後をごらんください。

第1条は垂井町税賦課徴収条例の一部を改正するものであります。

納期限後に納付する税金等に係ります延滞金について定めております第19条の改正規定につきましては、文言の整備を行いますとともに、第48条の改正に伴い各号列記の部分について所要の規定の整備を図るものであります。

第33条第5項の改正規定につきましては、地方税法の改正に伴い生じた引用条項のずれを改めるものであります。

普通徴収に係る個人の町民税の賦課後の変更、または決定に係る延滞金の徴収について定めております第43条の改正規定につきましては、文言の整備を行いますとともに、同条に第4項

として当初の税額の減額更正があった後に増額の更正があったときは、その追徴すべき不足税額について延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとした延滞金の計算期間の特例の規定を新たに加えるものであります。

法人の町民税の申告納付について定めております第48条の改正規定につきましては、文言の整備を行いますとともに第4項の次に新たな第5項として、当初の税額の減額更正があった後に修正申告があったときは、その納付すべき税額について延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとした延滞金の計算期間の特例の規定を新たに定めるものであります。

法人の町民税に係る不足税額の納付の手続について定めております第50条の改正規定につきましては、文言の整備を行いますとともに同条に第4項として、当初の税額の減額更正があった後に修正申告があったときは、その納付すべき税額について延滞金の計算期間から一定の期間を控除として計算することとした延滞金の計算期間の特例の規定を新たに加えるものであります。

続いて、制定附則の改正であります。

附則第5条の4の次に1条を加えます改正規定につきましては、医療用から転用されました特定一般用医薬品の購入費用を支払った場合について、医療費控除の控除額計算上の特例の規定を創出するものであります。

続きまして、第2条は平成27年に制定されました垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正するものであります。

改正附則第6条第7項の改正規定につきましては、先ほど条例第19条第3号を改正することに伴い所要の整備を行うものであり、同条第10項、第12項及び第14項の改正規定につきましては、読みかえ規定の整備を図ったものであります。

次に、この改正条例の附則であります。

第1条で施行期日を平成29年1月1日といたしております。ただし、医療費控除の特例に関する規定の施行期日は平成30年1月1日といたしております。

第2条は、町民税に係ります経過措置であります。第1項及び第3項では、延滞金の計算期間特例に関する規定は、平成29年1月1日以後に納期限が到来する個人及び法人の町民税に係ります延滞金について適用するものであること。また、第2項では、医療費控除の特例に関する規定につきましては、平成30年度以後の年度分の個人の町民税について適用する旨、定めております。

以上、議第73号の補足説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（丹羽豊次君） 生涯学習課長 衣斐修君。

〔生涯学習課長 衣斐修君登壇〕

○生涯学習課長（衣斐 修君） 私のほうからは、議第74号 垂井町勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の全部改正について、補足説明をさせていただきます。

議案書のほうをごらんいただきたいと思います。

今回の改正は、勤労青少年ホームのもととなりました勤労青少年福祉法が昨年10月1日で青少年の雇用の促進等に関する法律に改められまして、勤労青少年ホーム、勤労青少年指導員の条項がなくなり、またその中でうたっておりました勤労青少年ホームの設置及び運営についての望ましい基準の運用についても同様に廃止され、設置目的、事業目的がなくなったことから、見直しを図るとともに指定管理に関する条項の追加を行うものです。

また、地方自治法第244条の2第1項に基づき、公の施設の設置及びその管理に関し、利用者の範囲や利用者の許可、利用許可の制限などについて条項を定め、条例の整備を行うため全部改正をお願いするものです。

それでは、本文に入らせていただきます。

初めに、第1条では設置について定めるもので、勤労青少年の健全な育成を初めとして広く町民の福祉増進に寄与するため、町に勤労青少年ホーム ―― 以下、ホームといいます ―― を設置することとしております。

次に、第2条の名称及び位置につきましては、現行のままです。

次に、第3条ではホームで行う事業について定めるもので、スポーツ、レクリエーション、サークル活動等の推進指導に関する事業や、各種教養講座の開催に関する事業について、ここで定めております。

ページをめくっていただきまして2ページですが、第4条では利用者の範囲について、第5条では利用の許可について、第6条では利用許可の制限について、第7条は利用許可の取り消しについて定めております。

次に、第8条は遵守事項について1号から6号までの遵守すべき事項についてここで定めております。

3ページとなりますが、第9条は損害賠償について、第10条は使用料について定めるもので、ホームの利用者に対して納付しなければならない使用料の金額や、利用者に対する減免の規定についてここで定めております。

次に、第11条は指定管理者による管理について定めるもので、町長は地方自治法第244条の2第3項の規定により、ホームの管理を指定管理者に行わせることができることについてここで定めております。

次に、第12条は指定管理者の指定の手續等について定めるもので、ホームの指定管理者の指定の手續等については、垂井町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例に定めるところによることをここで定めております。

第13条は、指定管理者が行う業務の範囲について定めるもので、指定管理者にホームの管理を行わせる場合の業務の範囲について1号から4号まで定めております。

また、11条の規定によりまず指定管理者に管理を行わせる場合において、第5条から第7条までの規定中、「町長」とあるものを「指定管理者」と読みかえるものとしております。

4 ページになりますが、第14条は指定管理者が行う管理の基準について定めております。

第15条では、指定管理者が行う場合の利用料金について定めるもので、町長は適当と認めるときは、指定管理者にホームの利用に係る利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる旨の規定をここで定めております。

第16条では、委任について定めるもので、本条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることとしております。

5 ページになりますが、附則といたしまして第1項では施行期日で、この条例は平成29年4月1日から施行させていただくものです。

第2項では、経過措置で改正後の垂井町勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例 ―― 以下、新条例といたしますが ―― の規定による新たに指定管理者の指定をした場合、現に改正前の垂井町勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の規定により、町長に対してされている申請、その他の行為につきまして新条例の相当規定による指定管理者に対してなされた申請、その他の行為とみなすものとするものです。

第3項では、垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の第1条第46号の勤労青少年ホーム指導員及び第47号の勤労青少年ホーム運営委員会委員を削除し、また別表にあります報酬額につきまして第43号の勤労青少年ホーム指導員、月額15万6,000円、勤労青少年ホーム運営委員会委員、日額4,200円を削除させていただくものです。

第4項、準備行為では新条例第11条の規定によります指定及びこれに関して必要なその他の行為は、この条例の施行の前においても新条例の規定の例により行うことができるとするものです。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（丹羽豊次君） 産業課長 高橋伸行君。

〔産業課長 高橋伸行君登壇〕

○産業課長（高橋伸行君） 議第75号 垂井町農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

本案は、農業委員会がその主たる使命である農地利用の最適化をよりよく果たせるようにするために、農業委員会等に関する法律が改正されたため制定するものでございます。

法律の改正点は3つございます。1つ目は農地利用の最適化を図るということで、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進を重点化するというものでございます。2つ目は農業委員の選出方法の変更でございます。農業委員は御案内のとおり、これまで選挙による委員と、農業団体、議会からの推薦による委員によって行われてきましたが、地域の農業をリードする担い手が透明なプロセスを経て着実に就任するようにするため、制度を改めて市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制度に変更されたものでございます。3つ目は農地利用最適化推進委員の新設でございます。農地利用最適化推進委員は、みずからの担当区域において、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消などの現場

活動を主に行っていただくものでございますが、この委員については農業委員会が委嘱するというものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。議案書のほうをごらんください。

第1条は、趣旨でございます。農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める旨を規定しております。

第2条は、その定数でございます。農業委員は、その区域内の農業者の数と農地面積を考慮するものとされており、本町の場合は上限が14人であるため、14人とするものでございます。農地利用最適化推進委員は、農地面積の100ヘクタールに1人の割合で上限を定めることとしております。本町の農地面積は、おおむね1,060ヘクタールであることから、11人とするものでございます。

第3条は、本条例の運用に関し、必要な事項を規則に委任するものでございます。

附則第1項につきましては、本条例の施行期日を平成29年1月1日とするものでございます。

附則第2項は、現行の垂井町農業委員会の選挙による委員定数条例を廃止するものでございます。

附則第3項は、経過措置でございます。現在の委員が任期満了の日までに限り、従前の例により在任するものでございます。

以上、議第75号 垂井町農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定についての補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） ただいま上程されました議第76号 平成28年度垂井町一般会計補正予算（第4号）の補足説明をさせていただきます。

議案書の第1条でございますが、今回の補正でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1,805万3,000円を増額いたし、総額を91億9,564万4,000円といたすものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の予算の金額につきましては、第1表の歳入歳出予算補正によるところでございますので、こちらにつきましては、後ほどお目通しをいただきたいと思います。

それでは、細部にわたりまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をさせていただきます。

まず初めに、歳出でございますが、9ページをお開きいただきたいと思います。

款1 議会費、項1 議会費、目1 の議会費でございます。こちらは議員の期末手当でございますが、去る8月の人事院勧告によります期末手当の引き上げに伴いまして、節3 職員手当等におきまして36万円の増額をお願いしたところでございます。

款2 総務費、項1 総務管理費、目1 の一般管理費でございます。こちらにつきましては、総務課、企画調整課、会計課の職員の人件費でございますが、さきの職員異動等に伴いまして、

節2給料で1,500万円、節3職員手当等で484万4,000円、節4共済費で1,200万円、合わせて3,184万4,000円の減額を行うものでございます。

続きまして、目6企画費でございます。ふるさと納税に係ります顧客管理、そしてまた返礼品の配送業務等を委託するため、ふるさと納税管理業務といたしまして、節13委託料におきまして、130万3,000円の増額をお願いしたところでございます。後ほど歳入でも御説明したいと思いますが、本業務によりまして返礼品等、充実を図ることから200万円の寄附金収入を見込んだところでもございます。

続きまして、目10諸費でございます。こちらにつきましては、宮代にございますレンゲローズ集会所改修工事に関するものでございます。集会室のエアコン設置及び公共下水道切りかえ等々あわせて65万円を見込んでおるところでございますが、節15工事請負費に予算残額がありますことから、不足いたします43万円について増額の補正をお願いいたしました。なお、歳入では、当該工事の地元負担金といたしまして3分の1相当額の21万7,000円をも計上させていただきます。

続きまして、目11の財政調整基金費でございます。こちらにつきましては庁舎建設基金への積み立てでございます。御案内のとおり建設基金につきましては、新庁舎建設に向けまして従来から積み立てを図ってきたところでございますが、本年度におきまして建設事業用地、あるいは建物の購入費財源といたしまして、基金を充当させていただいたところでございます。3億1,000万円でございますが、現時点で30年度の着工を目指していること等を含めまして、少しでも基金への積み立てを図りたいといったようなことから、節25の積立金におきまして5,000万円の増額を予定したところでございます。

次に、項2の徴税费、目1税務総務費でございます。こちらにつきましては、税務課職員に係ります人件費等でございますが、職員の異動等に伴いまして、節2給料で200万円、節3職員手当等で150万円、合わせて350万円の減額を行うものでございます。

次に10ページに移りますが、項3の戸籍住民基本台帳費、目1の戸籍住民基本台帳費でございます。こちらは住民課戸籍係の職員の人件費でございますが、御案内のとおり人事院勧告によりまして給与改定等に伴いまして、節2給料で2万3,000円、節3職員手当等で9万1,000円、節4共済費で2万9,000円、合計で14万3,000円の増額をお願いいたしました。

次に、款3の民生費、項1の社会福祉費、目1の社会福祉総務費でございます。こちらにつきましては、主に健康福祉課の社会福祉係に係ります人件費でございますが、職員の異動等に伴いまして、節2の給料で200万円、節3職員手当等で150万円、合計で350万円の減額を行うものでございます。よろしく願いをいたします。

続きまして、同じく目5の老人福祉費でございます。こちらも健康福祉課高齢福祉係の人件費でございますが、同じく人事院勧告に伴いまして、節2の給料で1万8,000円、節3の職員手当等で11万7,000円、合わせて13万5,000円の増額を行うものでございます。同じく節19では老人福祉施設介護ロボット導入支援事業補助金を計上いたしておるところでございます。

こちらにつきましては、老人福祉施設への導入支援を目的とした国の助成制度でございますが、今般、国の内示を受けた事業所といぶき苑でございますが、追加申請の申し出がございました事業所の二つの事業所に対しまして補助金を交付いたすものでございます。節19の負担金、補助及び交付金におきましては、185万4,000円の予算措置を行った次第でございます。なお、本事業につきましては、財源内訳にありますとおり全額国庫支出金で措置されるものでございます。

続きまして、目10の介護福祉費でございます。こちらにつきましては、介護給付費負担金に係ります介護保険特別会計の繰出金でございます。節28で97万5,000円を増額いたしました。

続きまして、目11の障害者福祉費でございます。県の委託を受けまして調査業務に従事するに当たりまして、かかります必要な経費を計上いたしました。説明欄にもございますとおり、生活のしづらさなどに関する調査と申しまして、障がい者施策の推進に向けた検討の基礎資料とすることから、5年ごとに実施されているものでございます。本町におきましても、県からの委託を受けまして今般実施をいたすものでございますが、主に休日などの時間外に及ぶことから、調査員2名分の時間外勤務手当といたしまして、節3職員手当等に4万2,000円でございますが、お願いをしたところでございます。全額が県支出金で措置されるものでございます。

続きまして、目12の後期高齢者医療費でございますが、こちらにつきましては、後期高齢者医療特別会計で計上しております職員人件費の増額による事務費等といたしまして、節28の繰出金で129万円を予定いたしました。

次に11ページに移りますが、同じく目13の臨時福祉給付金給付事業費でございます。こちらにつきましては、消費税の増税の延期に伴いまして、平成31年9月までの給付金を一括して給付されるものでございます。臨時福祉給付金に係ります事務費と事業費につきまして、それぞれ予算措置をお願いした次第でございます。消耗品費、印刷製本費といたしまして節11需用費で59万4,000円、通信運搬費といたしまして節12役務費で80万1,000円、給付金管理システム改修業務及び人材派遣業務といたしまして節13委託料で570万9,000円でございます。事務費の合計といたしまして710万4,000円を増額をお願いしたところでございます。

次に、臨時福祉給付金の支給につきましては、節19負担金、補助及び交付金におきまして7,650万円の増額をお願いしております。1人当たりにはいたしまして1万5,000円の給付対象者数5,100人分を見込んで予算計上をいたしたところでございます。なお、財源内訳にありますとおりこれらの経費につきましては、全額が国庫支出金で措置されるものでございます。

次に、項2の児童福祉費、目1の児童福祉総務費でございますが、こちらにつきましては、さきの9月定例会でも増額の補正をお願いしたところでございますが、なお不足が見込まれることから、今般増額の補正をお願いした次第でございます。まず、障がい児通所支援、放課後等デイサービス事業などの障害児施設給付等といたしまして、節20の扶助費におきまして285万円を、あわせて扶助費の増額に伴いまして審査支払手数料も増となりますことから、節12役務費で3,000円を増額させていただいたところでございます。よろしくをお願いいたします。

次に、12ページに入りますが、同じくこちらは過年度分、平成27年度分の子ども・子育て支援交付金につきまして、精算の結果、国への返還金が生じたことから、節23償還金、利子及び割引料におきまして、不足をいたします58万5,000円について増額をお願いしたところでございます。

次に、目2の児童福祉施設費でございます。こちらにつきましては、保育園職員に係ります人件費でございますが異動等に伴いまして、節2給料で1,000万円、節3職員手当等で200万円、節4共済費で300万円、合計いたしまして1,500万円の減額を行うものでございます。

次に、私立保育所の運営費負担金でございますが、年度末までの支出予定額を算出いたしましたところ、不足が見込まれることから、節19負担金、補助及び交付金で1,223万3,000円の増額を行うものでございます。よろしく願いいたします。

次に、款4衛生費、項1の保健衛生費、目1の保健衛生総務費でございます。こちらにつきましては、住民課環境衛生係に係ります職員人件費でございますが、人事院勧告等に伴いまして節2の給料で2万8,000円、節3職員手当等で27万5,000円、節4共済費で8,000円、合計で31万1,000円の増額を行うものでございます。

続きまして、目6の保健センター費でございます。こちらにつきましては、保健センター職員に係ります人件費でございますが、職員異動等に伴いまして、節2の給料で400万円、節3職員手当等で150万円、節4共済費で50万円、合わせまして600万円の減額を行ったところでございます。

次に、13ページに入りますが、款6農林水産業費、項1農業費、目2の農業総務費でございます。こちらにつきましては産業課の農林係に係ります職員人件費でございますが、異動等に伴いまして、節2の給料で400万円、節3職員手当等で200万円、節4共済費で100万円、合わせまして700万円の減額を行うものでございます。

続きまして、目7の農地費でございます。こちらにつきましては、県営土地改良事業の負担金に関するものでございますが、県の12月補正におきまして事業費が増額されることと相なりましたことから、栗原地区に係ります圃場整備事業、並びに県営かんがい排水事業、西濃用水の相川左岸地区の用水路修繕に係ります岐阜県への負担といたしまして、節19負担金、補助及び交付金で1,217万6,000円の増額を行ったところでございます。

次に、款7の商工費、項1商工費の目1商工総務費でございます。こちらにつきましては、産業課商工観光係でございますが、かかります人件費でございます。人事院勧告等に伴いまして節2の給料で4万2,000円、節3職員手当等で13万8,000円、合わせまして18万円の増額を行うものでございます。

次に、款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費でございます。こちらにつきましては、建設課に係ります職員人件費でございますが、異動等に伴いまして、節2の給料で300万円、節3職員手当等で200万円、節4共済費で50万円、合わせまして550万円の減額を行った次第でございます。

続きまして14ページに移りますが、項2の道路橋りょう費、目3の道路新設改良費でございます。こちらにつきましては、道路・舗装・路側改良工事といたしまして、節15の工事請負費におきまして2,070万円の増額を行ったところでございます。なお、補助事業対象分の補正額1,500万円につきましては、財源内訳にございますとおり国庫支出金として825万円交付される見込みをしておるところでございます。

次に、款10の教育費、項2の小学校費、目1の学校管理費でございます。内容につきましては、御案内のとおり東小学校の難聴教室改修事業に対して、このたび岐阜県清流の国ぎふ推進補助金、従来、市町村振興補助金と申しておりましたが、90万円交付されることと相なりまして、工事請負費の財源更正を行うものでございます。

続きまして、項4の幼稚園費、目1の幼稚園費でございます。こちらにつきましては、幼稚園職員に係ります人件費でございますが、人事院勧告によります給与改定等、節2の給料で12万4,000円、節3の職員手当等で59万円、合わせまして71万4,000円の増額を行ったところでございます。

続きまして、項5の社会教育費、目1の社会教育総務費でございます。こちらにつきましては、生涯学習課職員に係ります人件費でございますが、先ほど来同様、給与改定に伴いまして、節3職員手当等で10万円の増額をお願いしたところでございます。

次に、15ページでございますが、項6の保健体育費、目1の保健体育総務費でございます。こちらにつきましては、朝倉運動公園職員に係ります人件費でございますが、給与改定等に伴いまして、節3の職員手当等で28万9,000円、節4の共済費で12万円、合わせまして40万9,000円の増額を行った次第でございます。

以上が歳出の補足説明でございます。

次に、歳入について御説明をさせていただきます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

款13の国庫支出金、項1の国庫負担金、目2の民生費国庫負担金、節1の児童福祉費国庫負担金でございます。私立保育所の運営費に係ります国庫負担金の増額でございます。歳出予算の増額に伴いまして348万5,000円をお願いしたところでございます。

次に、節13障害児施設給付費等負担金でございますが、こちらも同様、歳出の施設給付費等の増額に伴いまして142万1,000円を増額したところでございます。

次に、項2の国庫補助金、目2節3の民生費国庫補助金でございますが、臨時福祉給付金に係るものでございます。1番の給付事業費補助金といたしまして7,650万円、2番にございます給付事務費補助金といたしまして710万4,000円、合計で8,360万4,000円を増額するものでございます。歳出で申しました臨時福祉給付金給付事業費の全額が国庫補助金で充てられるものでございます。よろしく願いをいたします。

次に、節12の老人福祉費補助金でございますが、こちらにつきましては、歳出でも申しましたとおり、介護ロボット導入支援事業補助金185万4,000円の予算措置に伴いまして国庫補助金

で同額を受け入れさせていただくものでございます。

続きまして、目7の土木費国庫補助金でございますが、こちらにつきましては、社会資本整備総合交付金といたしまして歳出予算の道路改良工事のうち、補助対象事業分でございますが、事業費にいたしまして1,500万円に対して825万円を充当させていただくものでございます。よろしくお願いたします。

次に、款14の県支出金、項1の県負担金でございます。目2の民生費県負担金、節2の児童福祉費県負担金につきましては、私立保育所の運営費に係ります県負担金174万3,000円でございます。

次に、7ページに入りますが、節6の保険基盤安定県負担金につきましては、後期高齢者医療に係ります保険料の軽減措置で保険基盤安定負担金について県負担分4分の3でございますけれども、27万6,000円の増額を行った次第でございます。

次に、節13障害者自立支援給付費等負担金でございます。こちらは歳出予算の障害児施設給付等の増額に伴いまして県負担金といたしまして71万1,000円を増額するものでございます。

続きまして、項2の県補助金、目9節1教育費県補助金でございますが、本年度事業として進めてまいりました東小学校難聴教室改修工事につきましては、先ほど申しましたが、岐阜県清流の国ぎふ推進補助金が交付されることとなりましたので、ここで90万円の増額を行うものでございます。

次に、項3委託金、目2の民生費委託金、節2の社会福祉費委託金でございます。生活のしづらさなどに関する調査に係ります県からの委託費4万2,000円でございますが、計上をいたしたところでございます。

次に、款16の寄附金、項1寄附金、目1節1一般寄附金でございます。ふるさと納税に関します寄附金収入でございます。今般業務委託することから200万円の寄附金収入を見込んだ次第でございます。

次に、8ページになりますけれども、収支の均衡を図るため、款18でございますけれども、繰越金におきまして1,355万円の増額補正をお願いしたところでございます。

続きまして、款19の諸収入、項5の雑入、目6雑入、節4の負担金でございますが、レンジローズ集会所の改修工事負担金でございます。工事見込み額の3分の1相当額について地元負担金として21万7,000円の増額をさせていただくものでございます。

以上が歳入でございます。なお、16ページ、17ページでございますけれども、給与費明細書を掲載させていただいております。後ほどお目通しをいただきたいと存じます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 住民課長 竹中敏明君。

〔住民課長 竹中敏明君登壇〕

○住民課長（竹中敏明君） 私からは住民課所管に係ります議第77号 平成28年度垂井町国民健

康保険特別会計補正予算（第2号）と、議第80号 平成28年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について補足説明をさせていただきます。

最初に議第77号 平成28年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

議案書の第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,419万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ35億8,699万8,000円とするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書の6ページの歳出から説明をさせていただきます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節2給料でございますが、150万円の減額補正をお願いするものでございます。これは職員の人事異動に伴います人件費の減額分でございます。

次に、款2保険給付費、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費、節19負担金、補助及び交付金でございますが、1,635万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは一般被保険者の自己負担額が高額となった場合に自己限度額を超えた分を給付するものでございますが、10月までの実績を踏まえまして、今年度の見込み額を2億5,835万2,000円とし、既決額の2億4,200万円に対し1,635万2,000円の増額を見込んだものでございます。

次に、目2退職被保険者等高額療養費、節19負担金、補助及び交付金でございますが、383万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。今年度の見込み額を1,350万2,000円とし、既決額の967万円に対し383万2,000円の増額を見込んだものでございます。

次に、款11諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1償還金及び還付加算金、節23償還金、利子及び割引料でございますが、1,550万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは精算に伴います超過交付額として平成27年度国民健康保険療養給付費等負担金1,381万6,945円、それに平成27年度国民健康保険災害臨時特例補助金10万円、また平成27年度国民健康保険特定健康診査・保健指導負担金の国庫負担金が76万円及び県負担金の83万円を返還するものでございます。

次に、歳入でございますが、5ページでございます。

款10項1目1節1が繰越金の3,419万円でございます。これにつきましては、前年度の繰越金を財源として収支の均衡を図ったものでございます。

なお、7ページには給与費明細書を掲載させていただいておりますので、後ほどお目通しをお願いします。

続きまして、議第80号 平成28年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、補足説明をさせていただきます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ129万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億2,829万円とするものでございます。

詳細につきましては、6ページの歳出から説明をさせていただきます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節2給料の77万5,000円、また節4共済費の14万7,000円でございますが、それぞれ増額補正をお願いするものでございます。これは職

員の人事異動に伴います人件費の増額分でございます。

次に、款2項1目1が後期高齢者医療広域連合納付金、節19負担金、補助及び交付金でございますが、36万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。保険料等負担金の見込み額を2億8,910万9,000円とし、既決額の2億8,874万1,000円に対し、36万8,000円の増額を見込んだものでございます。この後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料負担金、事務費負担金、及び保健事業費負担金で構成をしております。増額補正をお願いいたしますのは、保険料等負担金の保険基盤安定繰入金制度に係るもので、保険料の軽減相当額を県が4分の3、町が4分の1を負担して広域連合に納付をし、後期高齢者医療の財政基盤の安定化を図るものでございます。先ほど一般会計補正予算の補足説明にもありましたが、県負担金の不足分の27万6,000円を一般会計の歳入で受け入れ、また町負担分の不足分9万2,000円を合わせた金額36万8,000円を一般会計から繰り出し、後期高齢者医療特別会計にて繰り入れるものでございます。これを広域連合へ保険料負担金として36万8,000円を支出するものでございます。

続きまして歳入ですが、5ページでございます。

款4繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金、節1事務費繰入金の92万2,000円でございます。歳出人件費の増額補正の財源を繰り入れるものでございます。

次に、目2保険基盤安定繰入金、節1保険基盤安定繰入金の36万8,000円でございます。保険基盤安定繰入金制度に係る保険料の軽減相当額の県と町の負担分で、不足する額を一般会計から繰り入れるものでございます。平成28年度岐阜県後期高齢者医療保険基盤安定負担金の繰入金額の見込みを受けまして、県と町の負担による繰入金見込み額を5,340万9,000円とし、既決額の5,304万1,000円に対し、36万8,000円の増額を見込んだものでございます。

なお、7ページには給与費明細書を掲載させていただいておりますので、後ほどお目通しを願います。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。

○議長（丹羽豊次君） 上下水道課長 町田正博君。

〔上下水道課長 町田正博君登壇〕

○上下水道課長（町田正博君） それでは、議第78号 平成28年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について補足説明を申し上げます。

それでは6ページをごらんください。

歳出から説明いたします。

款1公共下水道費、項1公共下水道費、目1下水道建設費、節13委託料で2,100万円の減額補正でございます。これは下水道事業認可区域の拡大を県へ変更認可申請いたしました。県の認可が予定より約2カ月ほどおくれまして、したがって拡大した区域の下水道環境測量設計業務と地質調査業務は工期を十分確保できなくなったことから、次年度以降実施することとし、事業費を減額するものでございます。

次に、節15工事請負費で4,250万円の増額補正でございます。これにつきましては、今年度、

主要な工事では下水道管布設推進工事4件、舗装復旧工事5件を計画し、予算を編成いたしました。ところが、本年7月から建設工事の設計単価の改訂による労務費の高騰や詳細設計におきます推進工法の選定等により、当初の予算見積もりより設計金額が上昇いたしました。今後、舗装復旧工事2件などの設計を予定しておりますが、全体として予算に不足が生じ、増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳入のほうでございますが、5ページをごらんください。

歳入につきましては、款7繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1前年度繰越金で2,150万円の増額でございます。前年度の繰越金により収支の均衡を図ったものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） ただいま上程されました議第79号 平成28年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、私のほうから補足説明をさせていただきます。

初めに、表紙の第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に780万円の増額をいたしまして、歳入歳出予算の総額を、それぞれ23億1,766万5,000円とするものでございます。

それでは、細部につきまして、歳出から御説明をさせていただきます。

7ページをごらん願います。

初めに、款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目4居宅介護福祉用具購入費、節19負担金、補助及び交付金の居宅介護福祉用具購入費負担金ですが、自宅の浴室や便所などの補助用具として福祉用具を購入した際に支給されるものでございますが、給付の実績を踏まえまして本年度の見込み額を算定しましたところ、予算額に対し不足が見込まれますので、110万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、款2保険給付費、項2介護予防サービス等諸費、目3介護予防住宅改修費、節19負担金、補助及び交付金の介護予防住宅改修費負担金ですが、要支援の方が手すりの設置や段差解消など自宅の小規模な改修をした場合に支給されるもので、給付の実績を踏まえ本年度の見込み額を算定しましたところ、予算額に対しまして不足が見込まれますので、今回100万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、款2保険給付費、項4高額介護サービス等費、目1高額介護サービス費、節19の負担金、補助及び交付金の高額介護サービス費負担金ですが、同じ月に利用した介護サービス費が高額となり、上限額を超えた場合に被保険者の負担を軽減するため支給するもので、こちらも給付の実績を踏まえ、本年度の見込み額を算定しましたところ、予算額に対し不足が見込まれますので、570万円の増額をお願いするものでございます。

以上が歳出でございます。

続きまして歳入でございますが、5ページをごらん願います。

なお、歳入につきましては、基本的に財源の負担割合が定められておりますので、負担割合

の原則に基づきまして、それぞれの補正をお願いするものでございます。

初めに、款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金の介護給付費国庫負担金ですが、国の負担割合、給付費の20%相当分として156万円の増額をお願いするものです。

次に、款4国庫支出金、項2国庫補助金、目1調整交付金の介護給付費調整交付金ですが、こちらは市町の保険料基準額の格差調整をするために交付されるもので、給付費の3%相当分として、23万4,000円の増額をお願いするものです。

次に、款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金ですが、こちらは第2号被保険者の保険料に当たる部分で、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、給付費の28%相当分として218万4,000円の増額をお願いするものです。

次に、款6県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金の介護給付費県負担金ですが、こちらは県の負担割合、給付費の12.5%相当分として、97万6,000円の増額をお願いするものです。

次に、款9繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金の介護給付費負担金繰入金ですが、こちらは町の負担割合、給付費の12.5%相当分を一般会計から繰り入れるもので、今回97万5,000円の増額をお願いするものです。

次に、款10繰越金、項1繰越金、目1繰越金の前年度繰越金ですが、基本的に第1号被保険者の保険料に相当する分で187万1,000円の増額をお願いするもので、今回こちらで収支の均衡を図るものでございます。

以上が歳入でございますが、歳出歳入ともに合計780万円の増額をお願いするものでございます。

以上、議第79号 平成28年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 上下水道課長 町田正博君。

〔上下水道課長 町田正博君登壇〕

○上下水道課長（町田正博君） ただいま、議第78号の補足説明を申し上げましたが、説明に不足があり、まことに申しわけございませんでした。追加で説明をさせていただきます。

議案書の表紙でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,150万円を追加いたしまして、総額をそれぞれ13億4,850万円とするものでございます。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております各議案は、精読のため審議を延期することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議第69号から議第80号までの各議案は、精読のため審議を延期することと決定しました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午前10時28分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 丹 羽 豊 次

会議録署名議員 富 田 栄 次

会議録署名議員 栗 田 利 朗

